

国民健康保険事業特別会計予算

歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 国民健康保険税	10,194,583	9,947,665	246,918	2.5
2 使用料及び手数料	1	2	△ 1	△ 50.0
3 国庫支出金	8,756,401	9,590,537	△ 834,136	△ 8.7
4 療養給付費等交付金	2,153,106	2,047,556	105,550	5.2
5 前期高齢者交付金	8,168,272	7,695,555	472,717	6.1
6 県支出金	1,648,948	1,733,592	△ 84,644	△ 4.9
7 共同事業交付金	4,265,641	4,315,869	△ 50,228	△ 1.2
8 財産収入	555	250	305	122.0
9 繰入金	2,193,248	2,069,632	123,616	6.0
10 繰越金	2	2	-	-
11 諸収入	57,675	57,749	△ 74	△ 0.1
歳入合計	37,438,432	37,458,409	△ 19,977	△ 0.05

歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総務費	467,919	472,534	△ 4,615	△ 1.0
2 保険給付費	25,598,645	25,730,735	△ 132,090	△ 0.5
3 後期高齢者支援金等	4,569,350	4,529,987	39,363	0.9
4 前期高齢者納付金等	11,117	12,903	△ 1,786	△ 13.8
5 老人保健拠出金	3	23,191	△ 23,188	△ 100.0
6 介護納付金	2,086,317	1,962,270	124,047	6.3
7 共同事業拠出金	4,265,661	4,315,889	△ 50,228	△ 1.2
8 保健事業費	300,695	275,406	25,289	9.2
9 基金積立金	555	250	305	122.0
10 公債費	500	500	-	-
11 諸支出金	37,670	34,744	2,926	8.4
12 予備費	100,000	100,000	-	-
歳出合計	37,438,432	37,458,409	△ 19,977	△ 0.05

1. 加入世帯数・被保険者数 ※ ()内は22年度当初

	加入世帯数	被保険者数
一般	54,400世帯 (54,700世帯)	96,800人 (97,300人)
退職者	3,300世帯 (3,200世帯)	7,200人 (7,100人)
計	57,700世帯 (57,900世帯)	104,000人 (104,400人)

2. 国民健康保険税率 ※ ()内は22年度当初

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.4%(7.4%)	1.8%(1.8%)	2.0%(2.0%)
資産割	14.0%(14.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	29,000円(29,000円)	7,400円(7,400円)	9,400円(9,400円)
平等割	25,500円(25,500円)	5,800円(5,800円)	6,100円(6,100円)
課税限度額	500,000円(500,000円)	130,000円(130,000円)	100,000円(100,000円)

吉井支所所管区域 (H27年度統一)

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	6.6%(6.3%)	1.8%(1.8%)	1.6%(1.5%)
資産割	24.0%(27.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	19,000円(17,000円)	9,000円(9,500円)	11,000円(11,500円)
平等割	24,000円(23,500円)	1,800円(800円)	2,000円(1,000円)
課税限度額	500,000円(500,000円)	130,000円(130,000円)	100,000円(100,000円)

3. 国民健康保険制度等

・自己負担割合

就学	70歳	74歳	75歳～(後期高齢者医療制度)
2割	3割	一般2割(3割)	一般1割(3割)

・70～74歳は1割に凍結1年間延長 ・()内は現役並み所得者

・自己負担限度額(70歳まで)

上位所得者	150,000円+[(実際にかかった医療費-500,000円)×1%](83,400円)
一般	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円(24,600円)

・自己負担限度額(70～74歳) 原則定率1割負担、現役並み所得者については定率3割負担。

	外来限度額(個人毎)	外来+入院限度額(世帯毎)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

・高額医療費・高額介護合算制度

国保と介護の両方に自己負担がある場合、その両方の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える自己負担については、高額介護合算療養費として支給する。

	国保＋介護保険(70歳未満を含む)	国保＋介護保険(70歳から74歳)
上位所得者	1,260,000円	670,000円
一般	670,000円	560,000円
低所得者Ⅱ	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ		190,000円

- 4. 出産育児一時金 原則42万円
- 5. その他 葬祭費、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成など